

## 国立大学法人小樽商科大学小口現金取扱要項

(平成16年8月10日制定)

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人小樽商科大学会計規程第23条第2項に基づき、国立大学法人小樽商科大学(以下「本学」という。)における小口現金の取扱いに関する事項を定め、もって、当該現金の出納を明瞭かつ適正に行うことを目的とする。

(小口現金の取扱部署及び保有限度額等)

第2条 小口現金の出納は、財務課で行うものとする。

2 小口現金の保有限度額は10万円と定め、その用途は常用の雑費のうち少額かつ緊急やむを得ない場合とする。

(小口現金責任者)

第3条 小口現金責任者は、出納役とする。

(小口現金出納簿)

第4条 出納役は、小口現金出納簿を設け、現金の出納を明確に記載しなければならない。

(小口現金の請求)

第5条 出納役は、小口現金の支払いがあった場合は、毎月末に資金交付請求書を作成し、出納命令役に送付するものとする。ただし、月中において小口現金が不足する場合は臨時資金交付請求書を作成して出納命令役に請求するものとする。

(報告)

第6条 出納役は、毎月末に支払を証明する書類とともに小口現金出納報告書を作成し、出納命令役に報告するものとする。なお、支払がない場合は作成を要しない。

(検査)

第7条 出納命令役は、適正な履行を確保するため、毎事業年度終了後又はその他必要と認めるときに検査をすることができる。

附 則

この要項は、平成16年8月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。